

# 木次中学校建設事業 木次中学校整備設計業務 プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

## 1. プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

木次中学校建設事業 木次中学校整備設計業務の公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングは、参加表明書等の審査により選定された者を対象に実施する。

## 2. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、次により実施する。

### (1) 実施場所

雲南市役所本庁舎5階 全員協議会室

### (2) 実施日

令和8年7月14日（火） 午後1時30分から（予定）

### (3) 出席者

出席者は、管理技術者、主任技術者及び担当技術者から説明者3名以内とします。ただし、パソコン等の操作として1名の追加は認めます。（説明は不可）

### (4) 順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び時間は市において決定し、別途通知する。

### (5) 実施方法

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、1企業若しくは設計共同企業体につきプレゼンテーション20分、ヒアリング15分を予定する。
- ② パソコン等の準備は、前者のプレゼンテーション及びヒアリング終了後の調整時間（10分以内）に行うこと。
- ③ プレゼンテーションは、各設計者が提出した技術提案書（様式第7号～様式第12号、追加資料の配布は認めない。）の内容について、各設計者で用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明することとする。ただし、技術提案以外の内容は含まないこととする。
- ④ ②において、プロジェクター及びスクリーンは、担当部局で用意する。
- ⑤ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は、非公開とする。

## 3. プレゼンテーション及びヒアリングの選定概要

プレゼンテーション及びヒアリングは、原則として様式第7号～様式第12号でのプレゼンテーション及びヒアリングにより評価し、最優秀設計共同企業体1者、優秀設計共同企業体1者を選定する。

## 4. その他

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、公共交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを参観又は聴講しないこと。
- (3) 企業名、個人名等の判別又は推察ができる服装及び言動をしないこと。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と担当部局が協議して決定する。また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知する。